

(案)

業務委託特記仕様書

業務委託名： 普天間飛行場跡地利用計画策定調査業務委託

業務委託場所： 宜野湾市内

履行期間： 契約締結の翌日から令和8年3月19日まで

1. 共通仕様書の適用

本業務にあたっては、本仕様書及び土木設計業務等共通仕様書（沖縄県土木建築部最新版適用）に基づき実施しなければならない。

2. 本仕様書の適用

- （１）本仕様書は、沖縄県及び宜野湾市（以下「発注者」という。）の発注する普天間飛行場跡地利用計画策定調査業務委託に適用する。
- （２）成果品は、すべて発注者の所有とし、発注者の許可を受けないで他に公表、貸与、使用してはならない。
- （３）本仕様書に明記されていない事項又は疑義が生じた場合は、発注者と協議の上、決定しなければならない。

3. 関係法令等の遵守

本業務を実施するにあたっては、本特記仕様書のほか、関係法令、規則、通達等を遵守しなければならない。

4. 業務内容

本業務は、令和4年度に策定した「全体計画の中間取りまとめ（第2回）」及び令和6年度に更新した「行程計画」に則り、令和9年度「全体計画の取りまとめ」作成に向け、重点的に取り組む項目に係る計画内容の具体化を図る。

また、計画内容の具体化に向けた継続的な取組である「合意形成の促進及び県内外に向けた情報発信」を実施し、普天間飛行場跡地利用の気運醸成を図る。

なお、本業務の実施にあたっては、内閣府における駐留軍用地跡地利用に係る取組や沖縄県が実施する普天間飛行場の跡地利用関連業務（広域構想、水循環）、宜野湾市が実施する普天間飛行場の跡地利用関連業務（意向醸成）と連携した上で検討を行う。

（１）「行程計画」の更新の支援

令和6年度に更新した「行程計画」は、社会情勢の変化を把握しながら時代や状況に合わせて深化する戦略的・能動的な行程計画としていることから、普天間飛行場跡地利用計画策定検討会議・普天間飛行場跡地利用推進会議の意見反映や県・市の関係各課との調整等を行い、必要に応じて「行程計画」の更新を支援する。

併せて、次期沖振計画着手時までに必要な事項を検討する。

(2) 中南部都市圏における普天間飛行場跡地の位置づけ、まちづくり理念の明確化

中南部都市圏の都市構造から普天間飛行場跡地の位置づけを再確認するとともに、「(仮称)普天間公園基本構想(たたき)」(令和6年3月更新)等で示された基本理念・基本方針、将来像である「～みどり(歴史・緑・地形・水)の中のまちづくり～」を踏まえ、まちづくりの理念(跡地利用の意義)を明確にする。

(3) 行程計画に基づく「目標を定め重点的に取り組む項目」に関する検討等

令和6年度に更新した行程計画で示された項目のうち、以下の「目標を定め重点的に取り組む項目」に関する情報収集、課題整理、検討等を行う。行程計画で示された令和7年度に実施する検討等の更新が必要な場合は、発注者と協議の上、決定する。

1) 大規模公園エリアを核とした沖縄振興拠点の創出

- ・緑空間の整備イメージの検討(R6-R7)
- ・大規模公園エリア整備の方向性の検討(R6-R7)

みどりを戦略的な資産とした拠点の形成手法や、緑空間の整備イメージ、大規模公園エリアの整備の方向性検討。

2) 周辺インフラや市街地との連携

- ・交通施設整備に係る上位関連計画等との整合・連携(R5-R7)

県他課で実施している、都市交通マスタープラン及び総合交通戦略との整合・連携。

普天間飛行場跡地のみならず中南部都市圏の骨格となる中部縦貫道路、宜野湾横断道路について、跡地利用の観点から、起終点、接続位置、規格等、周辺市街地との連携を踏まえて検討する。

3) 安全・安心なまちづくりの実現

- ・広域防災上のあり方を踏まえた導入可能性の検討(R7)

基幹広域防災拠点としての機能導入に向けて、関係機関へヒアリング等を踏まえた必要な機能、面積、周辺インフラとの配置(理想とする位置)等の検討。

4) 土地利用の目標、方向性の検討

- ・みどり空間の配置イメージ(R7)
- ・骨格となるインフライメージ(R7)
- ・土地利用イメージ(R6-R7)
- ・配置方針イメージのブラッシュアップ(R7-R8)

各土地利用の配置検討(計画人口の想定、土地利用フレームの想定含む)

(4) 大規模公園の検討

1) 広域都市公園を想定したスタディ

沖縄振興コアを含む概ね100haのエリアで広域都市公園を整備すると仮定した場合の具体的なケーススタディを行い、現行法制度における実現の可能性について整理する。

2) みどり(歴史・緑・地形・水)の所有・管理の事例研究

国内外における緑の所有、管理、マネジメント等の事例研究を行い、公共用地以外での保全活用方策を検討する。

(5) 関係機関協議支援業務

1) まちづくり・公園分野

国・県・市との関係機関協議において、資料を作成するとともにその結果を集約する。協議内容については本業務の検討内容に応じて提案を行い、発注者と協議の上決定するものとする。

(3回想定)

2) 道路分野

国・県・市との関係機関協議において、資料を作成するとともにその結果を集約する。協議内容については本業務の検討内容に応じて提案を行い、発注者と協議の上決定するものとする。

(3回想定)

(6) 県内に向けた継続的な情報発信

行程計画7) 国内外に向けた継続的な情報発信のうち「県内への情報発信の継続」として、「全体計画の中間取りまとめ(第2回)」の理解と考え方の共有及び意見聴取のために、以下の取組を行う。

1) 教育と連携した取組の実践

沖縄県及び宜野湾市において教育と連携した各種取組状況を確認し、教育関係機関等と連携して跡地利用に関する話題を提供する。

2) ホームページコンテンツの整備更新(2回想定)

跡地利用の実現に向けた取り組みをPRするため、ホームページコンテンツの整備更新を行う。なお、過年度制作したホームページ「バーチャル普天間未来シティ」については、公開用サーバーを用意し、以下のホームページとリンクさせること。

★ホームページ URL <https://www.pref.okinawa.jp/futenma-mirai/>

(7) 普天間飛行場跡地利用推進会議の開催補助

「全体計画の中間取りまとめ(第2回)」策定の報告等、跡地利用計画策定に向けた取組の進捗状況の報告のため、沖縄県及び宜野湾市が主催する「普天間飛行場跡地利用推進会議」の開催に関する補助※を行う。(委員22名程度、1回開催、WEB併用を想定)

※補助の内容は、資料の作成及び説明等(事前レクを含む)、会議の議事要旨・対応方針の整理、会場設営等を想定しており、発注者との協議の上、決定する。

なお、会議で使用する資料等については、図表やイメージ図等を用いるなど、わかりやすい資料の作成に努め、会議開催の1週間前には発注者の確認を終え、会議参加者へ事前送付できるようにすること。

(8) 普天間飛行場跡地利用計画策定検討会議の開催補助

「行程計画」の更新や、行程計画における「目標を定め重点的に取り組む事項」について計画検討の深化のため、沖縄県及び宜野湾市が主催する「普天間飛行場跡地利用計画策定検討会

議」の開催に関する補助※を行う。

また、委員の任期は原則として１年間であり、令和７年度中に就任依頼が必要となることから、委員の構成について、本業務の検討内容等に応じて提案を行い、発注者と協議の上決定する。（委員１０名程度、会議２回開催、WEB 併用を想定）

なお、必要に応じて発注者と協議の上、専門部会を設置し検討を行うものとする。（専門部会については精算対象とする。）

※補助の内容は、資料の作成及び説明等（事前レクを含む）、会議の議事要旨・対応方針の整理、会場設営等を想定しており、発注者との協議の上、決定する。

なお、会議で使用する資料等については、図表やイメージ図等を用いるなど、わかりやすい資料の作成に努め、会議開催の１週間前には発注者の確認を終え、会議参加者へ事前送付できるようにすること。

（９）海外の現地調査を踏まえた先進事例調査

振興拠点ゾーンの参考となる海外の都市の先進事例調査を行う。（行程：１週間程度）

なお、海外の都市については、過年度に調査を実施した都市以外（ただし、調査目的が異なる場合は除く。）を２案程度提案し、発注者と協議の上、決定する。

平成 27 年度（振興拠点関連調査）：ニース、リエージュ、ルーバン・ラ・ヌーブ、
ボーフム、デュッセルドルフ等

平成 28 年度（振興拠点関連調査）：ポートランド、ビーバートン、ロサンゼルス

平成 29 年度（振興拠点関連調査）：シンガポール、マレーシア

平成 30 年度（振興拠点関連調査）：オーストラリア

令和 元年度（振興拠点関連調査）：フライブルグ、ミュンヘンフライブルグ、ミュンヘン

令和 ４年度（振興拠点関連調査）：フランス（アルプ・マリティーム県５市町村）

令和 ５年度（振興拠点関連調査）：ドイツ（ベルリン）

令和 ６年度（振興拠点関連調査）：フィリピン（マニラ、スービック、クラーク等）

（10）報告書、概要版の作成

報告書の作成

（１）～（９）に係る調査結果及び報告について、報告書を作成する。

5. 提出書類

本業務を実施するに当たって受注者は、次の書類を適宜提出しなければならない。

- ・ 着手届
- ・ 管理技術者、照査技術者、担当技術者届（経歴書添付）
- ・ 業務実施日程表
- ・ 業務計画書
- ・ 業務委託完了報告書及び納品書
- ・ 作業（打合せ）記録簿
- ・ その他発注者が必要とみなした書類

6. 管理技術者、照査技術者

(1) 管理技術者は以下(a)から(c)のいずれかの資格を有する者であること。

- (a) 技術士（総合技術監理部門「建設部門」）及び技術士（建設部門：都市及び地方計画）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者
- (b) 技術士（建設部門：都市及び地方計画）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者（平成13年度以降に試験に合格し、技術士法による登録を行っている場合には、7年以上の実務経験を有し、かつ本業務に該当する部門（技術士制度における技術部門で建設部門）に4年以上従事している者）
- (c) RCCM（都市計画及び地方計画）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者

(2) 照査技術者は以下(a)から(c)のいずれかの資格を有する者であること。

- (a) 技術士（総合技術監理部門「建設部門」）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者
- (b) 技術士（建設部門：都市及び地方計画）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者（平成13年度以降に試験に合格し、技術士法による登録を行っている場合には、7年以上の実務経験を有し、かつ本業務に該当する部門（技術士制度における技術部門で建設部門）に4年以上従事している者）
- (c) RCCM（都市計画及び地方計画）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者

(3) 管理技術者及び照査技術者は、令和2年度以降に完了した業務において、以下(a)から(d)のいずれかの業務実績を1件以上有しなければならない。

- (a) 都市計画法第6条の2に基づく、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）の作成に関する業務
- (b) 都市計画法第18条の2に基づく、市町村の都市計画に関する基本的な方針（市町村都市計画マスタープラン）の作成に関する業務
- (c) 都市計画法第12条第1項各号に掲げる市街地開発事業に係る計画作成に関する業務
- (d) 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第4条に基づき実施する駐留軍用地跡地利用に係る計画作成に関する業務

なお、管理技術者は、照査技術者を兼ねることはできないものとする。

7. 再委託の制限

(1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し又は請負わせることができない。

また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ発注者が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

○契約の主たる部分

- ・ 契約金額の50%を超える業務
- ・ 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務

(2) 再委託の相手方の制限

本契約のプロポーザル参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

(3) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面により発注者の承認を得なければならない。

ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。

○その他、簡易な業務

- ・資料の収集・整理
- ・複写・印刷・製本
- ・原稿・データの入力及び集計

8. 打合せ等

本業務の実施に当たっては、業務実施日程表に従って行い、管理技術者は事前に十分係員と打合せを行い、手戻りを生じないように努めなければならない。また、打合せ記録簿を作成し、担当職員（沖縄県及び宜野湾市）へ提出確認を行った後、打合せ記録簿を3部（沖縄県・宜野湾市・受託者）作成し、一部ずつ保管するものとする。

なお、業務の進捗状況及び業務内容の打合せについては、原則月1回実施するものとし、その他必要に応じて随時実施するものとする。

9. 費用について

費用については、4.(6) ホームページコンテンツの整備更新、4.(7) 普天間飛行場跡地利用推進会議及び4.(8) 普天間飛行場跡地利用計画策定検討会議にかかる経費等この事業を実施するにあたっての一切の費用が業務請負額に含まれるものとする。業務に伴う必要な費用は、本仕様書に明記ないものであっても、原則として受託者の負担とする。

会議等における委員の謝金は 8,454 円(税抜)、交通費は県外(東京ー沖縄 1泊2日)で 115,127 円(税抜)、県内(中部想定)で 2,109 円(税抜)、会場使用料は 88,000 円(税抜) とする。会場は発注者と協議の上決めるものとし、その費用は精算の対象とする。

また、4.(6) 2) ホームページコンテンツの整備更新の直接人件費は以下のとおりとし、一般管理費は、当該業務にかかる「人件費」＋「直接経費」の10%以下とすること。

【直接人件費】

- ・統括担当者： 49,900 円(税抜)
- ・専門員 A： 36,500 円(税抜)

・ 専門員 B : 27,900 円 (税抜)

- ・ 統括担当者 …複数の高度な業務に精通し、統括を行う。また、先例の少ない特殊な業務を担当する。
- ・ 専門員 A …一般的な業務を複数担当し、高度な業務もできる。
- ・ 専門員 B …上司の指導のもとに、一般的な業務を担当し、基礎的資料を作成する。

10. 成果品の検査

本業務は、成果品の検査の合格をもって完了とする。また、完了後において瑕疵が発見された場合は修正、又は再作業を行うものとする。

11. 成果品の帰属

本業務の成果品は、全て発注者の管理及び帰属とする。

12. 成果品

- | | | |
|--------------------|------|-----------------------|
| ・ 業務概要版 (4 枚程度) | 2 部 | |
| ・ A 4 版報告書 (くるみ製本) | 20 部 | (必要な頁については、カラー刷りとする。) |
| ・ プレゼンテーション版 | 2 部 | (パワーポイント仕様とする。) |
| ・ 成果のデジタル版 | 2 部 | (上記のデータを CD 等に収めること。) |